

遊漁規則一部変更内容

【漁業権番号】 内共第 19 号
 【漁業協同組合】 津保川漁業協同組合

変 更 後	変 更 前	変更理由	施行予定 年月日																		
<p>第 1 条～第 5 条 【略】 (竿釣専用区) 第 6 条 第 4 条の規定にかかわらず次表ア欄の区域においてはイ欄の期間中は、ウ欄以外の漁具・漁法で遊漁してはならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">ア. 区域</th> <th style="width: 30%;">イ. 期間</th> <th style="width: 40%;">ウ. 漁具・漁法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="color: red;">加茂郡富加町川小牧地内津保川側道橋から下流同地内川小牧橋まで</td> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">5 月 11 日 以降で組合が定めて公示する日 <b style="color: red;">から <b style="color: red;">9 月 30 日 <b style="color: red;">まで</td> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">竿釣</td> </tr> <tr> <td>関市神野大保木橋上流 150m から大保木橋下流 180m まで</td> </tr> <tr> <td>加茂郡富加町地内 津保川鮎見橋から下流 志津野川と津保川の合流地点 まで</td> </tr> <tr> <td>関市中之保地内 若栗橋から下流 390m の蓮が瀬 まで</td> </tr> </tbody> </table>	ア. 区域	イ. 期間	ウ. 漁具・漁法	加茂郡富加町川小牧地内津保川側道橋から下流同地内川小牧橋まで	5 月 11 日 以降で組合が定めて公示する日 <b style="color: red;">から <b style="color: red;">9 月 30 日 <b style="color: red;">まで	竿釣	関市神野大保木橋上流 150m から大保木橋下流 180m まで	加茂郡富加町地内 津保川鮎見橋から下流 志津野川と津保川の合流地点 まで	関市中之保地内 若栗橋から下流 390m の蓮が瀬 まで	<p>第 1 条～第 5 条 【略】 (竿釣専用区) 第 6 条 第 4 条の規定にかかわらず次表ア欄の区域においてはイ欄の期間中は、ウ欄以外の漁具・漁法で遊漁してはならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">ア. 区域</th> <th style="width: 30%;">イ. 期間</th> <th style="width: 40%;">ウ. 漁具・漁法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="color: red;">上流 加茂郡富加町大平賀字薬師前 1249-1 地先 下流 加茂郡富加町大平賀字薬師前 1295-1 地先</td> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">5 月 11 日 以降で組合が定めて公示する日</td> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">竿釣</td> </tr> <tr> <td>関市神野大保木橋上流 150m から大保木橋下流 180m まで</td> </tr> <tr> <td>加茂郡富加町地内 津保川鮎見橋から下流 志津野川と津保川の合流地点 まで</td> </tr> <tr> <td>関市中之保地内 若栗橋から下流 390m の蓮が瀬 まで</td> </tr> </tbody> </table>	ア. 区域	イ. 期間	ウ. 漁具・漁法	上流 加茂郡富加町大平賀字薬師前 1249-1 地先 下流 加茂郡富加町大平賀字薬師前 1295-1 地先	5 月 11 日 以降で組合が定めて公示する日	竿釣	関市神野大保木橋上流 150m から大保木橋下流 180m まで	加茂郡富加町地内 津保川鮎見橋から下流 志津野川と津保川の合流地点 まで	関市中之保地内 若栗橋から下流 390m の蓮が瀬 まで	<p>当該竿釣専用区に土砂が堆積し形状が大きく変化した。</p>	<p>認可の日より</p>
ア. 区域	イ. 期間	ウ. 漁具・漁法																			
加茂郡富加町川小牧地内津保川側道橋から下流同地内川小牧橋まで	5 月 11 日 以降で組合が定めて公示する日 <b style="color: red;">から <b style="color: red;">9 月 30 日 <b style="color: red;">まで	竿釣																			
関市神野大保木橋上流 150m から大保木橋下流 180m まで																					
加茂郡富加町地内 津保川鮎見橋から下流 志津野川と津保川の合流地点 まで																					
関市中之保地内 若栗橋から下流 390m の蓮が瀬 まで																					
ア. 区域	イ. 期間	ウ. 漁具・漁法																			
上流 加茂郡富加町大平賀字薬師前 1249-1 地先 下流 加茂郡富加町大平賀字薬師前 1295-1 地先	5 月 11 日 以降で組合が定めて公示する日	竿釣																			
関市神野大保木橋上流 150m から大保木橋下流 180m まで																					
加茂郡富加町地内 津保川鮎見橋から下流 志津野川と津保川の合流地点 まで																					
関市中之保地内 若栗橋から下流 390m の蓮が瀬 まで																					

変更後	変更前	変更理由	施行予定年月日																																																							
<p>第7条 【略】</p> <p>(遊漁料の額及び納付方法)</p> <p>第8条 遊漁料の額は、次のとおりとする。</p> <p><u>表1</u></p> <table border="1" data-bbox="168 419 925 568"> <thead> <tr> <th rowspan="2">魚種</th> <th rowspan="2">漁具・漁法</th> <th colspan="2">遊漁料</th> <th rowspan="2">現場加算料</th> </tr> <tr> <th>日 釣</th> <th>年 釣</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あゆ</td> <td>手釣・竿釣</td> <td>3,000円</td> <td>10,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>表2</u></p> <table border="1" data-bbox="168 647 925 1174"> <thead> <tr> <th rowspan="2">魚種</th> <th rowspan="2">漁具・漁法</th> <th colspan="2">遊漁料</th> <th rowspan="2">現場加算料</th> </tr> <tr> <th>日 釣</th> <th>年 釣</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あまご</td> <td rowspan="8">手釣・竿釣 たも網</td> <td rowspan="8">1,200円</td> <td rowspan="8">3,000円</td> <td rowspan="8">1,200円</td> </tr> <tr><td>こい</td></tr> <tr><td>うなぎ</td></tr> <tr><td>おいかわ</td></tr> <tr><td>ふな</td></tr> <tr><td>うぐい</td></tr> <tr><td>あじめど</td></tr> <tr><td>じょう</td></tr> </tbody> </table> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の<u>表3</u>、<u>表4</u>に掲げる者の遊漁料は、次のとおりとする。ただし小学生以下を除き、減免を受けようとする者は、これを証する手帳、書類等を提示しなければならない。</p>	魚種	漁具・漁法	遊漁料		現場加算料	日 釣	年 釣	あゆ	手釣・竿釣	3,000円	10,000円	3,000円	魚種	漁具・漁法	遊漁料		現場加算料	日 釣	年 釣	あまご	手釣・竿釣 たも網	1,200円	3,000円	1,200円	こい	うなぎ	おいかわ	ふな	うぐい	あじめど	じょう	<p>第7条 【略】</p> <p>(遊漁料の額及び納付方法)</p> <p>第8条 遊漁料の額は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1005 379 1762 1136"> <thead> <tr> <th rowspan="2">魚種</th> <th rowspan="2">漁具・漁法</th> <th colspan="2">遊漁料</th> <th rowspan="2">現場加算料</th> </tr> <tr> <th>日 釣</th> <th>年 釣</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あゆ</td> <td>手釣・竿釣</td> <td>2,500円</td> <td>8,000円</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td>あまご</td> <td rowspan="8">手釣・竿釣 たも網</td> <td rowspan="8">800円</td> <td rowspan="8">2,000円</td> <td rowspan="8">800円</td> </tr> <tr><td>こい</td></tr> <tr><td>うなぎ</td></tr> <tr><td>おいかわ</td></tr> <tr><td>ふな</td></tr> <tr><td>うぐい</td></tr> <tr><td>あじめど</td></tr> <tr><td>じょう</td></tr> </tbody> </table> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の<u>表</u>に掲げる者の遊漁料は次のとおりとする。ただし小学生以下を除き、減免を受けようとする者は、これを証する手帳、書類等を提示しなければならない。</p>	魚種	漁具・漁法	遊漁料		現場加算料	日 釣	年 釣	あゆ	手釣・竿釣	2,500円	8,000円	2,500円	あまご	手釣・竿釣 たも網	800円	2,000円	800円	こい	うなぎ	おいかわ	ふな	うぐい	あじめど	じょう	<p>あゆ、あまご等放流費用の増</p>	<p>認可の日より</p> <p>施行予定</p>
魚種			漁具・漁法	遊漁料		現場加算料																																																				
	日 釣	年 釣																																																								
あゆ	手釣・竿釣	3,000円	10,000円	3,000円																																																						
魚種	漁具・漁法	遊漁料		現場加算料																																																						
		日 釣	年 釣																																																							
あまご	手釣・竿釣 たも網	1,200円	3,000円	1,200円																																																						
こい																																																										
うなぎ																																																										
おいかわ																																																										
ふな																																																										
うぐい																																																										
あじめど																																																										
じょう																																																										
魚種	漁具・漁法	遊漁料		現場加算料																																																						
		日 釣	年 釣																																																							
あゆ	手釣・竿釣	2,500円	8,000円	2,500円																																																						
あまご	手釣・竿釣 たも網	800円	2,000円	800円																																																						
こい																																																										
うなぎ																																																										
おいかわ																																																										
ふな																																																										
うぐい																																																										
あじめど																																																										
じょう																																																										

										変更理由	年月日
表 3										あゆ、あまご等放流費用の増	認可の日より
魚種	区分	遊漁料		現場加算料	魚種	区分	遊漁料		現場加算料		
		日釣	年釣				日釣	年釣			
あゆ	中学生以下	無料	無料		あゆ	中学生以下	無料	無料			
	心身障がい者 (身体障害者手帳又は療育手帳の所持者)	1,800円	7,000円	1,800円		心身障がい者 (身体障害者手帳又は療育手帳の所持者)	1,200円	5,500円	1,200円		
	75歳以上の者、女性						75歳以上の者 女性				
表 4											
魚種	区分	遊漁料		現場加算料	魚種	区分	遊漁料		現場加算料		
		日釣	年釣				日釣	年釣			
あまご こい うなぎ おいかわ ふな うぐい あじめど じょう	中学生以下	無料	無料		あまご こい うなぎ おいかわ ふな うぐい あじめど じょう	中学生以下	無料	無料			
	心身障がい者 (身体障害者手帳又は療育手帳の所持者)	450円	1,500円	450円		心身障がい者 (身体障害者手帳又は療育手帳の所持者)	300円	1,000円	300円		
	75歳以上の者、女性						75歳以上の者 女性				

変 更 後	変 更 前	変更理由	施行予定 年月日
<p>3～4 【略】</p> <p>第9条～第12条 【略】</p> <p><u>附則 この規則は、認可の日から施行する。但し第8条中表2、表4については、令和8年1月1日以降に施行し、令和7年12月31日までは従前の額とする。</u></p>	<p>3～4 【略】</p> <p>第9条～第12条 【略】</p>	<p>あまご漁等の遊漁期間中の遊漁料変更は、遊漁者の混乱を招く恐れがあるため。</p>	